

議案第16号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例案

執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の項中

「

大阪市外郭団体評価委員会	外郭団体に関する改革並びに外郭団体の監理及び運営に関する重要事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
大阪市総合計画審議会	本市総合計画に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務

」

を

「

大阪市外郭団体評価委員会	外郭団体に関する改革並びに外郭団体の監理及び運営に関する重要事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
--------------	--

」

に、

「

大阪市入札等監視委員会	入札及び契約に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申並びに政府調達に関する協定の対象となる調達に関する苦情の処理に関する事務
-------------	--

」

を

「

大阪市入札等監視委員会	入札及び契約に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申並びに政府調達に関する協定の対象となる調達に関する苦情の処理に関する事務
大阪市土地活用等評価委員会	市有不動産の適正管理及び有効活用並びに指定管理者制度の運用に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務

」

に改め、同表教育委員会の項中

「

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	教育委員会の諮問に応じ、市立小学校、市立中学校並びに市立特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科用図書の選定に関する事項の調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務
-----------------------	--

」

を

「

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	教育委員会の諮問に応じ、市立小学校及び市立中学校において使用する教科用図書の選定に関する事項の調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務
-----------------------	---

」

に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年 2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

大阪市土地活用等評価委員会を執行機関の附属機関として設置し、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の担当事務を改めるとともに、大阪市総合計画審議会を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

(設 置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
市長	省 略	省 略
	<u>大阪市総合計画審議会</u>	<u>本市総合計画に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務</u>
	省 略	省 略
	大阪市入札等監視委員会	省 略
	大阪市土地活用等評価委員会	市有不動産の適正管理及び有効活用並びに指定管理者制度の運用に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
省 略	省 略	
教育委員会	省 略	省 略
	大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	教育委員会の諮問に応じ、市立小学校、 <u>及び市立中学校並びに市立特別支援学校の小学部及び中学部</u> において使用する教科用図書の選定に関する事項の調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務
	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略